

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 46

植物検疫措置のための品目基準

2022 年採択；2022 年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2022

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス（CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>）の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用と共に次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

ライセンスに基づいて発生し、友好的に解決できない紛争は、本書に別段の定めがある場合を除き、ライセンスの第 8 条に記載されている調停及び仲裁によって解決される。適用される調停規則は、世界知的所有権機関の調停規則 www.wipo.int/amc/en/mediation/rules であり、仲裁は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に従って行われる。

第三者の資料。表、図、画像等、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

販売、権利及びライセンス。FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト（www.fao.org/publications）で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。商業利用の要請は、www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は copyright@fao.org に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照される可能性のある ISPM は、www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispm/#614 に掲載されている。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

2019 年 4 月 CPM-14 は、品目及び経路基準を起草するための2回目のフォーカスグループに合意した。

2019 年 6 月 フォーカスグループは ISPM を起草した。

2019 年 10 月 戦略的計画部会は草案を検討し、コメントを提出した。

2019 年 11 月 基準委員会(SC)は、草案を検討し、変更を提案した。

2019 年 12 月 CPM 事務局は、諮ることを承認した。

2020 年 6 月 CPM 事務局は、CPM-15(2021)に代わり、検疫措置のための品目基準をトピックに追加した。

2020 年 7 月 1 回目加盟国協議。

2021 年 5 月 SC-7 は草案を修正し、2 回目加盟国協議に諮ることを承認した。

2021 年 7 月 2 回目加盟国協議

2021 年 10 月 SC はオンラインコメントシステムで草案を修正した。

2021 年 11 月 SC は草案を修正し、CPM で採択することを推奨した。

2022 年 4 月 CPM-16 は、本基準を採択した。

ISPM 46. 2022. *植物検疫措置のための品目基準*, FAO, IPPC 事務局. ローマ

出版の過程の最終更新: 2022 年 4 月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

生物多様性と環境への影響

品目基準に関する原則

要件

1. 品目基準の目的及び使用
2. 品目基準の適用範囲及び内容
3. 品目基準へ措置を追加するための判断基準
4. 措置の効果の信頼性
5. 品目基準の発行
6. 検討及び再評価

採択

この基準は、2022 年 4 月に第 16 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

序論

適用範囲

この基準は、植物検疫措置のための品目基準（以下「品目基準」）の目的、使用、内容、公表及び検討に関する指針を提供する。この包括的な基準の附属書として提示される各基準は、国際貿易で移動する品目に適用され、これらの品目に関連する有害動植物と、締約国によって考慮される、関連する植物検疫措置の選択肢を特定する。特定された有害動植物のリスト及び植物検疫措置の選択肢は、網羅的であることを示すものではなく、検討及び改訂の対象となる。

この基準とその附属書の適用範囲には、有害動植物の汚染又は品目の用途からの逸脱は含まれていない。

参照

現在の基準は ISPM を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル (IPP) (www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms) で入手可能である。

IPPC Secretariat. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC Secretariat, FAO.

IPPC Secretariat. 2021. *Strategic framework for the International Plant Protection Convention (IPPC) 2020–2030*. Rome, IPPC Secretariat, FAO.

定義

この基準で使用する植物検疫用語の定義については、ISPM5（*植物検疫用語集*）に記載されている。

要件の概要

締約国は、植物検疫輸入要件を作成する際に、利用可能な品目基準を検討すべきである。各品目基準は、特定の品目及び使用目的に対して特異的なものであり、有害動植物のリスト及び有害動植物のリスクを管理するための、対応する植物検疫措置の選択肢が含まれる。有害動植物のリストには、貿易されている品目に寄生する可能性がある有害動植物及び品目基準に指定された使用目的で品目が使用された場合に輸入国に危険を及ぼす可能性がある有害動植物が含まれる。リストアップされた植物検疫措置の選

択肢は、基準に追加するための最小基準を満たすものであり、それらは措置の信頼度に従って分類される。有害動植物のリストと植物検疫措置の選択肢は、すべてを網羅することを意図したものではなく、検討及び改訂の対象となる。

品目基準は、本 ISPM の附属書として提示されている。

本 ISPM 附属書への措置の追加は、締約国に対し、自国の領域内で使用するための承認、登録又は採用についていかなる義務も課さない。

背景

IPPC は、有害動植物の侵入及びまん延から世界の植物資源を保護すること並びに安全な貿易を促進することを目的とする。安全な貿易の促進における重要な進歩は、植物検疫措置のための国際的な品目基準の策定及び適用を通じて可能となる。安全な貿易は経済成長及び発展を支え、世界中の貧困の削減に貢献している。

IPPC 戦略フレームワーク 2020-2030 には、特定品目の ISPM 策定が含まれ、適切な場合は、それに付随する診断プロトコル、植物検疫処理及び実施を支援する指針を使用し、適切な場合は、貿易を簡素化し、市場アクセスの交渉を促進する。

この基準の目的は、品目基準の策定及び使用に関する指針を提供することである。この基準の附属文書として提示される各基準は、安全な貿易を促進するために、措置が技術的に正当化された植物検疫輸入要件の作成をサポートするように設計されている。

品目基準を使用することで想定される利益には以下の項目が含まれる：

- 植物検疫輸入要件の策定のための普遍的基盤の形成
- 市場アクセスの議論を促進
- 安全な貿易を促進
- NPPO がリソースの使用を最適化することを援助
- 国際貿易における品目の移動に関連する有害動植物のリスクを管理するために利用可能な措置を特定し、意識を向上
- 通常 NPPO が管理する品目に関連した有害動植物を特定し、意識を向上

各附属書には、植物検疫措置として検討すべき措置が掲載される。これらの措置は、「植物検疫措置の選択肢」として言及される。

生物多様性と環境への影響

品目基準は、植物検疫措置の選択肢に関する指針を提供する。当該措置は、国際的に移動する品目によってもたらされる有害動植物リスクを管理することにより、環境の保護及び生物多様性の保全に役立つ可能性がある。

品目基準に関する原則

IPPC の権利と義務に関連して、品目基準に対する特定の重要性及び関連性の基本原則は以下のとおりである：

- IPPC 第 7 条第 1 項で規定しているように、有害動植物の領域内、侵入及びまん延を防止し、したがって植物検疫輸入要件を決定するために植物検疫措置を規定し採択する締約国の主権者の権利は、品目基準の影響を受けない。
- IPPC 及び衛生植物検疫措置の適用に関する世界貿易機関の協定に基づく締約国の既存の国際的義務は、品目基準による影響を受けないままである。
- IPPC で既に特定されている義務以上に、品目基準により輸入国に追加義務が課されることはない。
- 品目基準に掲載されたいかなる有害動植物の規制も、有害動植物リスク分析（PRA）又は、該当する場合、他の同等の利用可能な科学的情報の検討及び評価を使用している、技術的な正当化の対象のままである（IPPC の第 2 条、第 6 条及び第 7 条第 2 項の(g)）。
- 品目基準に提示された植物検疫措置の選択肢のリストは、すべてを網羅することを意図していない；その他の措置が、技術的に正当化される場合（IPPC 第 7 条第 2 項の(g)）、締約国によって要求されることがあり、品目基準の改正において追加が提案されることもある。

要件

1. 品目基準の目的及び使用

品目基準の目的は、技術的に正当化され、安全な貿易を促進する植物検疫輸入要件の策定をサポートすることである。

輸入国により確立された植物検疫輸入要件は、国際的な義務に応じて技術的に正当化されるべきである。植物検疫輸入要件を策定する際、品目基準内に含まれる有害動植物リスト及び植物検疫措置の選択肢は、輸入国により考慮されるべきである。有害動植物リスト及び植物検疫措置の選択肢の妥当性は、各原産国及び輸入品目（品目基準が品目及び使用目的について利用可能であるもの）によって評価されるべきである。品目基準は、PRA 又は、該当する場合は、他の同等の検討及び利用可能な科学的情報の評価における当該措置の評価を促進するために役立つ場合がある。

品目基準は、以下の場合は、策定されない：

- 有効な植物検疫措置が利用できない
- 既存の ISPM がすでに十分な指針を提供している

- 品目が規制品目として考慮されるべきではない（例えば、ISPM 32 (病害虫リスクに従った物品の分類)に説明されているように、有害動植物が寄生する可能性がもはやない段階まで品目が加工された時)

2. 品目基準の適用範囲及び内容

この包括的な概念基準の附属書を形成する各品目基準は、以下のセクションに従って整理されている。

- 適用範囲
- 品目及びその用途の詳細
- 品目に関連する有害動植物のリスト
- 植物検疫措置の選択肢
- 参考文献

これらのセクションの内容は、有害動植物及び植物検疫措置が基準に含まれている根拠と共に、表 1 に記載されている。

表 1. 品目基準の内容

適用範囲 この品目基準は、関連する有害動植物のリスト及び植物検疫措置のための関連する選択肢が特定されている品目（関連する場合は、その用途のほか、植物の学名及び植物の部位を含む）を明確に記述する。 品目及びその用途の詳細 このセクションでは、植物の種（植物の学名）、特に貿易されている植物の部位及びその用途等、品目について明確に記述する。この説明は、有害動植物に焦点を絞ったリスト及び植物検疫措置として関連する選択肢の特定に役立つ十分な情報を提供することを目的としている。ISPM 32 (病害虫リスクに従った物品の分類)で説明されているように、品目がもたらす有害動植物リスクに品目の用途が影響を与えるため、品目の用途が示される。 品目に関連する有害動植物のリスト このセクションでは、記述されている品目に関連付けられていることが分かっている有害動植物又は有害動植物のグループのリストが記載される。有害動植物を追加するための基準は、技術的正当性に基づいて、少なくとも 1 つの締約国によって規制されていることである。 有害動植物を品目基準に追加することは、その規制に技術的正当性を構成するものではない。品目基準に記載された有害動植物を規制するかどうかを決定する際、輸入国は、PRA 又は、該当する場合、他の同等の検討及び利用可能な科学情報の評価のいずれかを使用した技術的正当性に基づいて決定すべきである。 有害動植物リストは、網羅的なものではない。

植物検疫措置の選択肢 このセクションでは、ISPM で採用されている措置又は技術的に正当で現在貿易で使用されている措置を含む、植物検疫措置の選択肢及び措置が適用される場合の条件について提示する。個々の措置又は措置の組合が、各有害動植物に対して提供され、輸入前の品目の生産又は出荷のポイントに関連する場合がある。

品目基準は輸入地点までに適用される可能性のある植物検疫措置の選択肢のみを提示しているが、ISPM 20（植物検疫輸入規制制度に関する指針）に記載されているように、輸入後措置もまた締約国によって検討される場合がある。

措置のリストは、網羅的なものではなく、各国に検討のための選択肢を与えることを目的としている。

措置は、品目に関連することが知られている有害動植物リストと共に示されており、対応する有害動植物について各措置をリストとして示すか、又は各措置により病害虫リスクが管理される有害動植物と共に示される。措置の使用法と実際の適用を示すために十分な、各措置の説明が提供される。必要な場合は、措置に関する追加情報を付録に記載する場合がある。

参考文献 品目基準に含まれる有害動植物及び植物検疫措置の選択肢に関する全ての情報元については、この参考文献セクションに提示する。

3. 品目基準へ措置を追加するための判断基準

措置は、少なくとも 1 つの締約国が植物検疫輸入要件として規定する又は規定している場合、したがって少なくとも 2 つの締約国によって運用されている場合、品目基準に関する技術パネル（TPCS）によって品目基準への追加が検討される場合がある。以下の判断基準の 1 つ以上が満たされている場合、基準への追加はさらに支持される：

- 実験による証拠が、措置が効果的であることを示している
- 国際貿易での使用実績は措置が効果的であることを示している。例えば：
 - ・ 措置は広く使用されている、又は広く使用されてきた
 - ・ 措置は、不適合の積荷を管理するためにうまく使用されてきた
- 国内での使用実績は、措置が効果的であることを示している。例えば：
 - ・ 措置は、品目の国内移動に関連し、広く使用されてきた
 - ・ 措置は突発的発生の管理と根絶プログラムでうまく使用されてきた
 - ・ 国内の植物証明スキームからの情報が、措置が効果的であることを示している

- ・ 措置の最善な管理手段が利用可能である
- 措置は、PRA（該当する場合）又は他の同等な利用可能な科学的情報の技術的検討及び評価に基づいた病害虫リスク管理の選択肢として特定され、措置が病害虫リスクの低減に効果的であることを示している
- 措置は、品目基準の適用範囲内にある有害動植物又は品目に関係する、採択された ISPM に含まれる
- 措置を含んだ、品目基準の適用範囲内の有害動植物又は品目に関連する地域基準が存在する

措置の実用性及び実行可能性もまた、品目基準への追加を検討する際に、TPCS によって考慮される。

4. 措置の効果の信頼性

植物検疫措置の選択肢は、措置の効果の信頼性に応じて、TPCS によって分類される。措置の効果は、TPCS により策定及び必要に応じて改訂された判断基準に基づいて評価される。効果の評価は以下に基づく場合がある：

- 採択された ISPM における措置の存在
- 地域基準における措置の存在
- 締約国による措置の使用履歴
- 民間部門又は権限を付与された団体による措置の使用履歴
- PRA への措置の包含
- 措置を含む PRA の数
- 措置が使用されている年数
- 阻止及び不適合データを含む、措置の成功又は失敗に関するレポート
- 措置の対象となる貿易品目の数量又は貿易頻度
- 措置に関係のある定量的又は定性的分析の利用可能性
- 措置を適用している国の数及び多様性

信頼性は、裏付けとなる分析の厳格性に依存しており、使用法や受け入れに関する情報等、証拠の累積的な情報源がある場合に増加する場合がある。

5. 品目基準の発行

植物検疫措置委員会（CPM）による採択後、品目基準が、この基準の附属文書として IPP に個別に掲載される。必要に応じ、品目基準は、他の ISPM の附属書として代わりに提示される場合がある。

6. 検討及び再評価

締約国は、現在 CPM により採択されている品目基準に影響を与える可能性のある技術的又は実施上の問題に関連する新しい情報を IPPC 事務局に提出すべきである。TPCS は、基準策定手順に従い、必要に応じてデータを検討し、有害動植物リスト及び植物検疫措置の選択肢を改正する。